

使用許諾契約書

重要 - 注意してお読みください: Intergraph Corporation の本使用許諾契約書(以下、「使用許諾契約書」という)は、本使用許諾契約書とともに受け渡される Intergraph のソフトウェア製品(以下、「ソフトウェア製品」という)について、お客様(個人または単体の法人組織のいずれか)ならびに Hexagon の Geospatial(安全保障、政府およびインフラストラクチャ)部門の事業を展開する Intergraph Corporation(以下、「Intergraph/Hexagon」という)間で結ばれる法的合意書です。ソフトウェア製品には、本使用許諾契約書とともに提供される、コンピュータ ソフトウェア、オブジェクト コード コピーならびに、ファイル、ディスク、CD-ROM またはその他のメディアのあらゆるコンテンツを含み、これにはテンプレート、印刷文書、オンラインまたは電子ファイル形式の文書が含まれます。ソフトウェア製品のあらゆる複製、およびソフトウェア製品のアップデートがあった場合はいずれも、本使用許諾契約書の条項に基づき Intergraph がお客様にライセンス供与します。別の使用許諾契約書に関連する、オープンソースコンポーネント、アップグレードを含むがそれに限定されないソフトウェアは、いずれも、該当するライセンス合意書の条件に基づきお客様にライセンス供与されます。ソフトウェア製品をインストール、コピー、ダウンロード、アクセスまたは使用することで、お客様は本使用許諾契約書の条項に拘束されることを承諾したものとします。本使用許諾契約書はその他のいかなる文書より優先され、お客様のソフトウェア製品の使用を規定するものとします。ただし、該当するソフトウェア製品の個別のトランザクションに対するライセンスを具体的に示す、Intergraph と署名したライセンス契約に Intergraph とお客様が同意した場合はこの限りではなく、署名したライセンス契約が優先され、お客様のソフトウェア製品の使用を規定するものとします。お客様は、本使用許諾契約書は書面に作成し、交渉した署名入りの契約書と同じ効力をお客様に対してもつことを承諾するものとします。お客様が本使用許諾契約書の条項に合意しない場合は、ソフトウェア製品をダウンロード、インストールまたは使用することはできません。

1.0 定義。本使用許諾契約書で使用される場合、次の用語は下記のとおり定義され、その他本使用許諾契約書で大文字で表記される用語の意味は、本使用許諾契約書の定義に帰するものとします:

1.1 「コア」は、コンピュータを駆動する基本的な命令に対応し実行することのできる、当該コンピュータサーバー上の物理的プロセッサを指します。1 つの中央演算装置 (CPU) は、1 以上のコアがある場合があり、任意のサーバーには複数の CPU ソケットがあってその各々に複数のコアを含む場合があります。

1.2 「デスクトップベースのソフトウェア製品」は、ローカルドライブから起動し動作にネットワーク接続を必要としない内蔵アプリケーションを指します。

1.3 「インストールガイド」は、Microsoft Word もしくは Adobe PDF ドキュメントまたはテキストファイルで作成されたコンピュータファイルで、ソフトウェア製品プログラムをインストールまたは操作するためにユーザーが必要とする可能性のあるものを指します。

1.4 「主ライセンス」は、本使用許諾契約書によりお客様に許諾されたソフトウェア製品の一般的な生産使用に関するライセンスを指します。

1.5 「補足ライセンス」は、一部ソフトウェア製品に関し、特殊な目的での主ライセンスを増強するため、Intergraph が用意したソフトウェア製品のライセンスを指します。各補足ライセンスは、主ライセンスを必要とし、補足ライセンスの条項は主ライセンスに適用される条項を越えないものとします。

1.6 「システム」は、ソフトウェア製品が存在し動作する個別サーバー上の物理的もしくは操作可能なロケーション、または Intergraph が 1 つのオペレーション識別番号(「サイトID」)を割当てた物理的もしくは操作可能なロケーションを指します。

1.7 「アップデート」は、ソフトウェア製品の修正バージョン、フィックス、パッチを指します。

1.8 「アップグレード」は、ソフトウェア製品の新しい各リリースで、ソフトウェア製品に対する、大または小のアーキテクチャ変更の結果によるものを指します。アップグレードは、別途使用許諾契約書が提示される場合があります。アップグレードとともに受け渡される使用許諾契約書は、ソフトウェア製品のこれまでのリリースに関連するあらゆる使用許諾契約書または署名したライセンス契約に優先されます。

1.9 「ユーザー」とは、お客様、あるいはお客様が雇用する個人を指します。ユーザーには、お客様に代わってサービスを提供するためにソフトウェア製品を一時的に使用することが必要なお客様の請負業者を含む場合もあります。

1.10 「Web ベースのソフトウェア製品」は、Web サービスをベースとしたソフトウェア製品で、ユーザーがワールドワイドウェブ、インターネットまたはイントラネットでのみアクセスするものを指します。

1.11 「XML ファイル」とは、該当する場合、ソフトウェア製品で生成される XML(Extensible Markup Language) ファイルを指します。

1.12 「XSL スタイルシート」は、XML ファイルクラスがソフトウェア製品に含まれる場合、クラスインスタンスがどのようにフォーマット化語彙を使用する XML 文書に変換されるかを記述する、XSL(Extensible Stylesheet Language)の表現方法を指します。

2.0 ライセンス供与。本使用許諾契約書の条項への違反が一切ないことを条件に、オブジェクトコードの形式のみで機密保持かつ本使用許諾契約書を厳守する場合、Intergraph はここにソフトウェア製品のインストールおよび使用の制限付き非独占ライセンスをお客様に付与します。ライセンスは、本使用許諾契約書に特に定められる場合を除き譲渡不可能です。お客様は意図した結果を達成するにあたって、ソフトウェア製品の選択、ならびにソフトウェア製品のインストール、使用また当該製品から得られる結果に対する一切の責務を負います。

2.1 最小要件。ソフトウェア製品はお客様のシステムが特定のソフトウェア、ハードウェア、インターネット接続の最小要件を満たすことを条件とする場合があります。ソフトウェア、ハードウェア、またはインターネット接続の特定の最小要件は、ソフトウェア製品ならびにライセンスの種類により異なります。当該最小要件は要請により、Intergraph より入手できます。

2.2 認可ライセンスおよびアクティベーション ソフトウェア製品を使用しながらインターネットに接続すると、ソフトウェア製品は自動的に Hexagon ライセンスサービスに繋がり、ライセンスアクティベーションが行われ、ライセンスが認可、認証済みで特定のデバイスと関連していると判定する確認作業が行われる。この接続中に特定データが送信される。インターネットもしくは電話のサービス料金がかかる場合がある。アクティベーションおよび確認作業の際に、ソフトウェア製品はライセンスが無効もしくは期限切れであると判明する場合がある。ライセンスが無効であったり、期限切れである場合は、その旨が早急に知らされる。ライセンスアクティベーションや確認作業の間にユーザーと Hexagon の間で個人情報送信されることはないが、ソフトウェア製品を使用すると、ライセンスアクティベーションや確認作業に必要なデータの送信に継続して同意していることとなる。Hexagon による別段の規定がない限り、ライセンスアクティベーションのプロセスを回避してはならず、回避した場合はライセンスは無効となり、本使用許諾契約書の違反となる。

2.3 ライセンスのタイプとモード。ソフトウェア製品は主ライセンスまたは補足ライセンスとしてライセンス付与されます。次に説明するとおり、主ライセンスには 2 種類、補足ライセンスには 7 種類あります。種類によって異なりますが、ライセンスは並行使用モードあるいはノードロックモードのいずれかで使用できます。サブスクリプションまたは取得したソフトウェア製品のライセンスのタイプやモードは、ソフトウェア製品とともに渡される提案書、見積り、またはパッケージに定められた製品説明に指定されます。また電子ライセンスマネージャ ツールがソフトウェア製品に組み込まれる場合、当該ライセンスのタイプとモードは Intergraph ライセンスシステムで検証されます。別途指定される場合を除き、お客様のライセンスのタイプとモードはノードロックの主ライセンスとなります。ソフトウェア製品の各ライセンスは、本使用許諾契約書の対象となります。

2.3.1 主ライセンスは下記のとおりです。

- (a) **並行使用モード(CC)**を使用すると、ユーザーは使用できるソフトウェア製品のすべてのライセンスからチェックインおよびチェックアウトできます。いつでもライセンス数と同数のソフトウェア製品のコピーを実行できます。インストールガイドに定められているとおり、ソフトウェア製品に非接続モードでの実行が有効に設定されている場合、ユーザーはシステムからモバイルまたは家庭での使用にライセンスをチェックアウトできます。これによりシステムにライセンスがチェックバックされるまで、ライセンスプールで使用できるライセンスの総数は少なくなります。ソフトウェア製品に非接続モードでの実行が無効に設定されている場合、モバイルコンピュータまたはホームコンピュータはノードロックライセンスを必要とします。ソフトウェア製品の予測ユーザー数が適用可能なライセンス数を上回り、ソフトウェア製品にライセンスマネージャツールが組み込まれていない場合、お客様はソフトウェア製品を同時に使用するユーザー数がライセンス数を絶対に上回らないように十分な仕組みまたはプロセスを用いなくてはなりません。お客様は、ソフトウェア製品に関連した、ライセンスの仕組み、ライセンスファイル、ハードウェアキー、およびその他のセキュリティーデバイスの使用に同意し、かつ、そのようなデバイスの回避、リバースエンジニアリング、または複製を試みないことに同意します。
- (b) **ノードロックモード(NL)**を使用すると、ソフトウェア製品のコピー一部をハードディスクに保存して、指定した単一のワークステーションでの実行、またはハンドヘルド デバイス用に設計されたソフトウェア、単一のハンドヘルド デバイスでの実行にロードすることができます。

2.3.2 補足ライセンスは下記のとおりです。

- (a) **バックアップライセンス(BCK)**は、主ライセンスの故障時に、補足ライセンスへのソフトウェア製品の手動スイッチオーバーが必要とされる際の、「コールドスタンバイ」としてのみライセンス付与されます。
- (b) **デベロッパー ライセンス(DEV)**は、ソフトウェア製品のみで構築されたお客様の Web サイトで開発およびテストする目的で、Web ベースのソフトウェア製品の主ライセンスに関してのみ渡される当該製品のライセンスです。デベロッパーライセンスは、生産目的(すなわち、完全にデプロイされた Web サイト)に使用してはなりません。
- (c) **負荷分散ライセンス(LOB)**は、主ライセンスとの負荷バランスを取るために Web クラスタで二次的または継続的なライセンスとしてのみ使用される Web ベースのソフトウェア製品のライセンスで、1つのIPアドレスで代表される複数のサーバーで使用されます。
- (d) **冗長ライセンス(RDT)**は、主ライセンスの故障時に補足ライセンスへのソフトウェア製品の自動スイッチオーバーが必要とされる際の、「ホットスタンバイ」としてのみライセンス付与されます。
- (e) **テストライセンス(TST)**は、テスト目的のみにライセンス付与されます。ただし、Intergraph では、テストライセンスを年間最大 30 日間テストサーバーで無料トレーニングを行う際に使用することも許可しています。
- (f) **トレーニングライセンス(TRN)**は、トレーニング目的のみにライセンス付与されます。

- (g) 二次的ライセンス (SEC または TFB) は、トレーニング、開発、テスト、フェイルオーバー、バックアップなどの非生産的な使用の目的でライセンス付与されます。二次的ライセンスの数は、購入された主ライセンスの数を上回ることはできません。

2.4 アップデートおよびアップグレード。ソフトウェア製品がソフトウェア製品の旧バージョンのアップデートまたはアップグレードである場合、お客様がそのアップデートまたはアップグレードを使用するためには当該旧バージョンへの有効なライセンスを所有する必要があります。ソフトウェア製品ならびに旧バージョンを、第三者が使用したり、第三者へ譲渡することはできません。アップデートおよびアップグレードはすべてライセンス交換ベースでお客様に提供され、最新のソフトウェア製品とともに提供される使用許諾契約書のすべての条項の対象となります。アップデートまたはアップグレードを使用することで、お客様は (i)旧バージョンがアップデートまたはアップグレードへの転換に必要とされる範囲を除き、ソフトウェア製品の一切の旧バージョンを使用する権利を任意終了することに合意し、(ii)ソフトウェア製品の旧バージョンをサポートしなければならないかもしれない Intergraph の一切の義務は、アップデートが使用可能になる時点で終了することを認識し、合意します。アップデートが提供される場合、お客様は当該アップデートを Intergraph の指示に従って速やかにインストールする措置をとるものとします。これを怠った場合、お客様はソフトウェア製品が正しく動作しない可能性がある、あるいはソフトウェア製品に使用可能な機能のすべてを利用できないことを認識するものとします。当該事態において、Intergraph は、当該アップデートインストールを怠った結果お客様に生じる追加費用の責任を負わないものとします。

3.0 権利と制限。本使用許諾契約書の最後に定められた GeoMedia ビューアソフトウェア、ベータソフトウェア、評価ソフトウェア、教育ソフトウェアに関する特殊な例外および追加条件を参照してください。

3.1 お客様のライセンスでは、次のことが許可されています。

3.1.1 バックアップを目的とする場合のみ、機械読み取り、または印刷の形式でソフトウェア製品メディアのコピーの複製を一部作成できます。Intergraph はユーザーが作成するコピーすべての所有権を留保します。第 3.1.2 条に定めるとおり、お客様がソフトウェア製品とライセンスのすべての権利を譲渡する場合を除き、お客様はバックアップコピーの権利を譲渡することはできません。ソフトウェア製品のそれ以外のコピー、お客様が使用を許諾され支払いを行ったコピー数を上回るコピーの使用、および本使用許諾契約書で明示的に許可されていないソフトウェア製品の配布はいずれも、本使用許諾契約書および連邦法または準拠法の違反です。

3.1.2 お客様は Intergraph の安全保障、政府 & インフラストラクチャ (Security, Government & Infrastructure) ソフトウェア譲渡ポリシー (以下、「SG&I ソフトウェア譲渡ポリシー」という)ならびに本使用許諾契約書の条件に従って、お客様の会社内 (会社内での譲渡) でソフトウェア製品とライセンスを譲渡できます。SG&I ソフトウェア譲渡ポリシーは、ご要望に応じて Intergraph より入手できます。ソフトウェア製品を譲渡する場合、お客様はいかなる方式においてもすべてのコピー、修正、または統合した部分をすべて同じ当事者に同時に譲渡するか、譲渡せずにこれらを破棄してはなりません。

3.1.3 Web ベースのソフトウェア製品の場合。

- (a) 1 つのライセンスで、複数の Web サイトを実行し複数の Web サービスをお客様のクライアントユーザーに提供することができます。
- (b) クライアント側 Web ページのプラグイン (ActiveX コントロール、Java アプレットおよびアプリケーション、ECW (Enhanced Compressed Wavelet) プラグインなど) をユーザーに配布できます。
- (c) Intergraph より該当数の負荷分散ライセンスまたは該当数のコアを取得しており、配置されるマップサーバーまたはコアの総数がライセンス数を越えない場合、お客様は 1 つの Web サーバーとして動作している同一のクラスタ内の複数のマシンに本 Web ベースのソフトウェア製品をロードできます。
- (d) インストールガイドに別途示される場合を除き、お客様は Web ベースのソフトウェア製品の出カベクターマップタイプと自社関連の Web サイトをサポートするためのみに、Java スクリプトのソースファイルをコピーならびに配布ことができ、自社内での使用を目的とする場合のみ派生物を準備することができます。

3.1.4 インストールガイドに別途示される場合を除き、XML ファイルを表現する XSL スタイルシートを含むソフトウェア製品について、お客様は自社に XML ファイルとその派生物 (以下、総称して「XML 製品」という) を表現することを目的とする場合に XSL スタイルシートとその派生物を使用できます。お客様は、スタンドアロンベースで XSL スタイルシートまたは XML 製品を配布することはできません。XSL スタイルシートは、中傷、名誉毀損、詐欺、わいせつ、みだら、あるいは性的な資料、第三者の知的財産権を侵害する資料、または不法な資料の製作に使用することはできません。ソフトウェア製品とともに提供される XSL スタイルシートはすべて、現在ならびに将来にわたって Intergraph の財産です。

3.1.5 インストールガイドに別途示される場合を除き、アプリケーション プログラミング インターフェイス (以下、「API」という) または設定セットアップとともに提供されるソフトウェア製品の場合、お客様は API を使用して当該ソフトウェア製品に対する自己の拡張モジュールを記述することができ、また、お客様は設定セットアップを使用して、当該 API または設定セットアップで許可される範囲に限り、ソフトウェア製品を設定できます。Intergraph がお客様に API を使用してのお客様の拡張モジュールの記述または設定セットアップを通してのソフトウェアの設定を許可することにより Intergraph の知的財産権中の権利のいずれかをお客様に譲渡することはなく (この条項は第 6.1.2 条に定義) その限りにおいて、ここに、お客様は、Intergraph がそのソフトウェア製品、API および設定セットアップにおける一切の権利を留保することに合意しこれを承諾します。Intergraph は、当該拡張モジュールまたは設定に関し一切の表明または保証をしません。また、法律上許容される最大限において、Intergraph ならびにそのサプライヤーは、市販性、特定目的の適合性、高リスク使用、ならびに非侵害性についての暗示的な保証を含むがこれに限定されることなく、当該拡張モジュールまたは設定に関して、明示的あるいは暗示的に一切の保証を放棄します。お客様は当該拡張モジュールまたは設定をすべて自己の責任において使用します。お客様はここに当該拡張モジュールまたは設定に関して、Intergraph ならびにそのサプライヤーを補償し、損害を被らせないようにすることに合意することとします。

3.1.6 すべてのシステム、ソフトウェア、アプリケーション、データのバックアップならびにソフトウェア製品の適切な使用について、お客様は責任を負いそのリスクをすべて負担します。

3.1.7 お客様は、いかなる場合においても、ソフトウェア製品のインストール、使用、チェックアウト、チェックインまたは別のプログラムとの統合を行う際を含むがこれに限定されることなく、ソフトウェア製品のいかなるコピー、修正または部分の著作権、特許、商標、属性に関する通知をすべて、保存・複製し、含めなくてはならないものとします。

3.2 お客様のライセンスでは、次のことが禁止されています：

3.2.1 お客様は別の企業あるいは団体(すなわち会社間譲渡)あるいは個人に対し、ソフトウェア製品、またはそのコピー、修正あるいは統合した部分を売却、貸し出し、ライセンス付与、リース、または譲渡することはできません。当該不正な譲渡は、自動的にライセンスの即時停止を招きます。

3.2.2 お客様はソフトウェア製品のデコンパイル、デアセンブル、またはリバースエンジニアリングを実行したり、いかなる人物にもその実行を許可することはできません。

3.2.3 お客様はソフトウェア製品の技術的限界の克服に取り組んだり、いかなる人物にもその取り組みを許可することはできません。

3.2.4 お客様は、他者に対しコピーまたは使用を目的にソフトウェア製品を公開したり、いかなる人物にもその公開を許可することはできません。

3.2.5 本使用許諾契約書に明示的に定められる場合を除き、お客様は、全体またはその部分に限らず、ソフトウェア製品またはそのコピー、修正、統合した部分の使用、コピー、修正、配布、開示、ライセンス付与または譲渡を実行したり、いかなる人物にもその実行を許可することはできません。

3.2.6 お客様は、ライセンス付与されたソフトウェア製品とは異なるソフトウェア製品、または異なるコンピュータを使って、ソフトウェア製品のコンポーネントパーツの再利用を行ったり、いかなる人物にもその再利用を許可することはできません。ソフトウェア製品は、単一の製品としてライセンス付与されます。

3.2.7 お客様は、ソフトウェア製品またはライセンスポリシーのライセンスの仕組みを回避したり、いかなる人物にもその回避を許可することはできません。

3.2.8 お客様は Intergraph の競合他社の何らかの目的のために、ソフトウェア製品を使用または表示したり、いかなる人物にもその使用または表示を許可することはできません。

3.2.9 お客様は、本使用許諾契約書に明示的に定められた場合を除き、ソフトウェア製品を使用したり、いかなる人物にもその使用を認めることはできません。

3.2.10 ノードロックのデスクトップベースのソフトウェア製品の場合。

(a) Web ベースのアプリケーションにソフトウェア製品を実行することはできません。

(b) お客様は 1 つのワークステーション上において複数のユーザーによるソフトウェア製品の同時使用を許可できません。

3.2.11 お客様は、生産目的(すなわち、完全にデプロイされた Web サイト)でデベロッパーライセンスを使用したり、いかなる人物にもその使用を許可することはできません。

3.2.12 お客様は、ソフトウェア製品上で実行するベンチマークテストの結果を第三者に公開したり、いかなる人物にもこの公開を許可することはできません。一部ソフトウェア製品とともに渡されるサンプルならびにデモデータセット、関連スクリプト(以下、「サンプルデータ」という)は、サンプルデータとともに渡されるソフトウェア製品の使い方をユーザーに説明する目的でのみ提供されます。サンプルデータは、ソフトウェア製品と併せてライセンス付与されており、Intergraph から事前に書面による合意を得ることなく、再配布、ライセンス付与、売却、譲渡、使用または生産過程における処理を行ってはなりません。

3.2.13 ソフトウェア製品は、100%フォールトトレラントではありません。ソフトウェア製品は、ソフトウェア製品の何らかの障害または欠陥が、死亡または重傷を招く、あるいは重大な物的損害や環境破壊を招く可能性のある状況での使用(以下、「高リスクの使用」という)を目的あるいは意図したものではありません。お客様は、高リスクでのソフトウェア製品の使用、あるいは高リスクを伴うソフトウェア製品の使用についてライセンスを付与されていません。高リスクの使用は、固く禁じられています。高リスクの使用には、飛行機または大量人員輸送を行うその他の手段、原子力または化学施設、およびクラス III 医療機器の操作などが含まれます。ここにお客様は、高リスクでの使用、あるいは高リスクに関連してソフトウェア製品を使用しないことに合意します。

3.2.14 Web ベースのソフトウェア製品の場合。

(a) お客様は、Intergraph の事前の書面による同意なく、ソフトウェアをサービスまたはホスティングとして操作するために Web ベースのソフトウェア製品を使用することはできません。

(b) お客様は、Web ベースのソフトウェア製品の負荷分散ライセンス (LOB) をその主ライセンスから切り離して使用することはできません。

(c) お客様は、単一のパーツ番号(すなわち「製品名 - WORKGROUP」)で発注または納品された主ライセンス(およびその割り当てられた負荷分散ライセンス)を他の企業あるいは団体のために、または別の住所で使用することはできません。

(d) Intergraph APOLLO ソフトウェア製品の場合のコア制限。Intergraph APOLLO ソフトウェア製品のライセンス料金およびインストール制限は、Intergraph APOLLO ソフトウェア製品がインストールされるサーバー中に存在するコアの数に基づきます。各製品は、32 コアを最大とする 4 コアの倍数でライセンス付与することができます。お客様は、お客様のホストサーバーのコア数の決定および適切なコアライセンス数の発注について責任を負います。Intergraph APOLLO ソフトウェア製品の各ライセンスは、単一のサーバーに限りインストールできるものとします。例えば 8 コアのライセンスが 1 つの場合、お客様は、1 つのコンポーネントの 2 つのコピーをそれぞれ 4 コアのサーバーにインストールすることは許可されません。仮想化されたデータ処理環境においては、ハイパースレッディング「仮想マシン」テクノロジーまたは類似の技術が当該サーバー上に存在する物理的なコアに必ずしも対応しない「仮想プロセッサ」を作り出し、お客様の使用の権利は、お客様がライセンス付与されたコア数と当該ホストサーバーに存在する物理的なコア数と仮想化環境中で Intergraph APOLLO ソフトウェア製品に対し利用可能なプロセッサ数の関係により決まり、次のようになります。お客様がライセンス付与されたコア数が当該ホストサーバーに存在する物理的なコア数に等しいかこれを上回る場合は、ハイパースレッディングその他の 1 物理的なコアに対するマルチタスクの方法により創り出される追加的な仮想プロセッサは、お客様のライセンス制限に違反しません。しかし、お客様が、お客様がライセンス付与されたコア数を上回る物理的なコア数を持つホストサーバーに Intergraph APOLLO ソフトウェア製品をインストールしようとする場合、お客様は、その Intergraph APOLLO ソフトウェア製品の操作を、最大でもお客様がライセンス付与されたコア数以下のプロセッサ（仮想、物理的、その両方にかかわらず）にしかアクセスしない「ゲスト」仮想マシン内に限定しなければなりません。

3.3 お客様による補償。本使用許諾契約書に定められた制限または禁止行為のいずれかをお客様またはユーザーが違反したことで Intergraph に生じる訴訟、請求、コスト、費用、または損害の一切の訴因から、お客様は Intergraph を免責し、補償することに合意します。

4.0 期間。本使用許諾契約書は、お客様のソフトウェアサブスクリプションまたはリースが更新せずに終了または失効するまで有効です。本使用許諾契約書が終了するのは次のいずれかの場合です。(a) お客様による場合。Intergraph にオリジナルのソフトウェア製品を返却するかまたはソフトウェア製品をあらゆる形式の一切のコピー、修正、及び統合部分とともに永久に破棄することで、終了することができます。(b) Intergraph による場合。お客様が本書の条項のいずれかに違反したかまたはお客様が適切なライセンス料金もしくはサブスクリプション料金を支払わない場合。(c) 当該ソフトウェア製品アップグレードをカバーする新規ライセンス契約に伴い、お客様がアップグレードをインストールした場合。(d) これが臨時ライセンスであって、当該ライセンスファイルの失効による場合。本使用許諾契約書の終了、またはソフトウェアサブスクリプションの失効のいずれか早いほうにおいて、お客様はソフトウェア製品（ならびにソフトウェア製品のあらゆる形式でのコピー、修正、統合部分、およびソフトウェア製品のコンポーネントパーツの一切）の使用を終了し、永久にこれを破棄するとともに、Intergraph に対してそのような破棄を書面で保証することに合意します。

5.0 監査。Intergraph は、お客様の通常の営業時間内に、お客様のソフトウェア製品の使用ならびに本使用許諾契約書の条項の遵守を監査する権利を有するものとします。Intergraph は、監査の 30 日前に書面にてお客様に通知します。監査の権利は、年 2 回までに制限されるものとします。監査開始前に、Intergraph の担当者はお客様が提示する合理的な機密保持契約に署名します。監査中、お客様は Intergraph の担当者がお客様の記録と従業員の方々の合理的なアクセスを認めるものとします。監査結果からお客様に Intergraph に対し未払いの料金があることが判明した場合を除き、監査の費用は、Intergraph が負担するものとします。当該未払いの料金が判明した場合、お客様は、これまでに合意した価格でのソフトウェア製品のライセンスまたはソフトウェアサブスクリプション料金に、月々 2% または法律で認められる最大利率のうち少ないほうの利率で計算した、本来の支払日からの当該未払い分の利息を足した金額を速やかに Intergraph に支払うことに合意し、本監査に関連したすべての費用を負担することに合意します。

6.0 知的財産権。

6.1 所有権。

6.1.1 ソフトウェア。すべてのソフトウェア製品は、Intergraph とその他サードパーティの有標製品で、著作権法ならびに国際条約により保護されています。ソフトウェア製品ならびにソフトウェア製品のコピー、修正および統合部分の一切の権原は、あらゆる場合において、Intergraph ならびに当該サードパーティが留保するものとします。ソフトウェア製品は、本使用許諾契約書に基づきライセンス付与されるものであり、売却されるものではありません。Intergraph およびその他サードパーティは、各ソフトウェア製品の一切の知的財産権を含むがこれに限定されることなく、すべてのソフトウェア製品におけるすべての権利、権原および利権を留保します。本使用許諾契約書あるいはその他該当するサードパーティのソフトウェアライセンス契約あるいは条件によって、お客様に明示的に付与されていないすべての権利は、Intergraph ならびに該当するサードパーティによって留保されます。Intergraph が別途書面で合意した場合を除き、本使用許諾契約書に基づきソースコードが引き渡されることはありません。

6.1.2 知的財産権。Intergraph とサードパーティの製造元は、適用される場合、Intergraph ならびに適切なサードパーティ製造元の商標名における、または当該商標名に対するすべての権利を所有しており、本使用許諾契約書に基づき当該商標名を使用する権利またはライセンスは一切お客様に付与されないことを、お客様は認識し合意するものとします。また、お客様は、Intergraph およびサードパーティ製造元が、特許、商標、著作権、発明（登録可能であるか否かは別として）、営業秘密、概念、着想、方法、手法、数式、アルゴリズム、論理設計、画面表示、図面、コンピュータプログラムのソースコードおよびオブジェクトコードを含み、それに限定されない、ソフトウェア製品に関するすべての知的財産権のすべての権利、所有権、権原（以下、総称して「知的財産権」）を所有していることも認識し、合意するものとします。お客様が申請中の特許がソフトウェア製品によって侵害されているという特許請求を Intergraph またはサードパーティ製造元に対して行う場合、お客様が Intergraph および該当するサードパーティ製造元から付与されたソフトウェア製品に対する特許ライセンスは、自動的に終了します。

6.2 知的財産権の侵害。

6.2.1 Intergraph による救済。ソフトウェア製品が正式に発行された米国知的財産権に対する侵害請求の対象となる、あるいはその可能性がある場合、Intergraph が考える場合、Intergraph は自己の裁量ならびに費用の負担において、(a) お客様がソフトウェア製品を継続して使用する権利を調達する、(b) ソフトウェア製品を侵害性はないが同じ機能を持つ製品に修正する、(c) ソフトウェア製品を、侵害性はないが同じ機能を持つ製品と交換する、または (d) ソフトウェア製品に対しお客様が支払った実際の額を比例配分して返金する、のいずれかを行うことができます。

6.2.2 お客様による補償。何らかの訴訟行為（訴訟、請求または法的措置）が（全体または部分において）お客様またはお客様の代理となる人物あるいは団体によって行われた修正、強化または追加、あるいは Intergraph が提供したものではない他の製品と組み合わせたソフトウェア製

品の使用に基づく場合、お客様はすべて自己の負担において、ソフトウェア製品における、またこれに対するIntergraphの一切の権利、権原、および利益、ならびにIntergraphの営業権や風評を、誠実かつ当該請求がお客様に対して行われたかのような基準で、無害に保ち抗弁することに合意します。お客様は、当該請求の弁護にIntergraphが負担した合理的な弁護士費用を含む抗弁費用の一切をIntergraphに返金し、Intergraphに対して下された判決額を支払うものとします。お客様は、自己の選択する弁護人によって当該弁護を行い、Intergraphはお客様が費用を全額負担する当該弁護人に合理的な協力を行うものとします。お客様は、当該弁護を単独で支配しますが、Intergraphがその弁護に合理的に参加することを許可し、何らかの請求の和解に関してIntergraphに合理的に協力するものとします。上記に関わらず、IntergraphはいつでもIntergraphの負担でIntergraphの弁護を引き継ぐことを決定できます。またお客様は、当該弁護のIntergraphへの引渡しならびに当該弁護に関し、全面的な協力とサポートを行うものとします。

6.3 知的財産の保証と賠償責任の制限に関する免責事項。本使用許諾契約書に定められた知的財産の制限付き保証は、明示的または暗示的に、知的財産の侵害に関してその他すべての保証に代わるものであり、これらの知的財産の制限付き保証は、所定の救済とともに、知的財産の侵害に関して Intergraph の完全かつすべての保証義務および責任を表明します。知的財産の制限付き保証は、お客様に特定の法的権利を供与しません。お客様はその他の権利を所有することができますが、その内容は管轄区域によって異なります。明示的または暗示的な保証または責任の制限事項における本免責条項のいずれかの部分が無効と判断される場合、Intergraph は、明示的または暗示的に、保証を放棄し、法律上許容される最大限の範囲において自己の責任を制限します。本契約書に適用される法律に基づき、より大きな保証または責任が命じられる場合、Intergraph は当該法律で要求される最小限の範囲において、ソフトウェア製品を保証し責任を負います。

7.0 制限付き保証。

7.1 Intergraph はお客様に対し、ソフトウェア製品が正常な状態で使用されており、本使用許諾契約書の条件を厳守していることを条件に、出荷後 30 日間の間、ソフトウェア製品の受け渡しメディアの素材ならびに施工に欠陥がないことを保証します。お客様は、ソフトウェア製品の不正な使用、修理または修正、誤用、ならびにソフトウェア製品の受け渡しメディアに疑わしい欠陥がある場合は、速やかに Intergraph に通知することに合意します。

7.2 Intergraph は、本ライセンスをお客様に付与する権利があることを保証します。

7.3 上記の制限付き保証は、明示的または暗示的に、その他すべての保証に代わるものであり、Intergraph の完全な保証義務を表明するものです。制限付き保証は、お客様に特定の法的権利を供与します。お客様はその他の権利を有することができますが、その内容は管轄区域によって異なります。本保証条項が地域法を準拠していない場合、お客様の管轄区域の法律に定められた最短保証期間が適用されるものとします。

8.0 保証の否認。保証項目の欠陥が、直接または間接に、保証項目の異常な操作状況下での使用、または保証項目の不正な修正・修理、あるいはその定期保守の欠落を含むがこれに限定されない、保証項目の不正使用または誤用の結果生じた場合、本使用許諾契約書に基づくすべての保証は無効になります。本使用許諾契約書に特に定められる場合を除き、法律上許容される最大限において、Intergraph とそのサプライヤーは、明示的または暗示的に関わらず、市販性、耐久性、特定目的との適合性、高リスクおよび非侵害性の暗示的な保証を含むがこれに限定されない、ソフトウェア製品に関する一切の保証を放棄します。Intergraph は、ソフトウェア製品がお客様の要件を満たしていることを保証しません。また、いかなる状況においても、Intergraph はソフトウェア製品の操作が中断なく行えること、エラーが起こらないことを一切保証しません。ソフトウェア製品は現状のまま提供されており、お客様はその使用における一切の責任を負います。明示的または暗示的な保証の本免責条項のいずれかの部分が無効と判断される場合、Intergraph は、明示的または暗示的な保証を、法律上許容される最大限の範囲において放棄します。本契約書に適用される法律に基づき、より大きな保証または責任が命じられる場合、Intergraph は当該法律で要求される最小限の範囲において、ソフトウェア製品を保証し責任を負います。

9.0 責任の制限。お客様は、ソフトウェア製品の使用に対し、完全かつすべての責任を負うものとします。法律上許容される最大限において、本使用許諾契約書またはソフトウェア製品の使用あるいは使用できないことが原因で生じる、特別損害、付随的損害、間接損害、懲罰的損害または結果的損害を含む、あらゆる損害（使用または製造の損失、逸失利益、データ損失、事業情報の損失、事業の中断、第三者の請求、あるいはその他の金銭的損失に対する損害を含むがこれに限定されない）に対して、Intergraph が当該損害の可能性を助言されている場合であっても、Intergraph またはそのサプライヤーは一切責任を負わないものとします。いかなる場合においても、Intergraph は、Intergraph が提供するサンプルデータのダウンロード、表示、使用、複製、配布、または開示による、またはこれに関連して生じる、（サンプルデータあるいはサンプルデータの使用あるいはその処理を原因、あるいはこれに関連して生じる、いかなる請求、責任、または直接損害、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害または結果的損害、あるいはデータの損失または破損を含むが、これに限定されない）一切の請求、損害、またはその他の責任を負わないものとします。本使用許諾契約書により、あるいはこれに関連して生じる Intergraph の完全な責任は、請求の訴因となる最初の事象の発生時に、問題のソフトウェア製品またはソフトウェアサブスクリプションに対してお客様が Intergraph に実際に支払った金額に制限されるものとします。法律で別途定められる場合を除き、その形式に関わらず訴因となる最初の事象が生じてから 1 年を越えた場合、お客様は本使用許諾契約書により、あるいはこれに関連して生じる一切の請求を提訴することはできません。管轄区域によっては責任の除外または制限を認めないため、上記制限がお客様に適用されない場合もあります。本条項のいかなる部分が無効となる場合、Intergraph は法律上許容される最大限に自己の責任を制限します。

9.1 ソフトウェア製品が本使用許諾契約書に定められた制限付き保証を著しく満たさない場合、Intergraph の完全な責任とお客様の唯一の法的救済は、Intergraph の自己の絶対の裁量において、(i)ソフトウェア製品の修正、修理、交換、または(ii) 本使用許諾契約書の終了、およびソフトウェア製品が本使用許諾契約書に定められた制限付き保証を著しく満たさなくなった期間について、お客様が Intergraph に実際に支払ったソフトウェア製品の金額を比例配分した返金のいずれかとなります。その本来の保証期間中に行われた交換、アップデートまたはアップグレードのすべては、その本来の保証の残存期間に限り保証されます。Intergraph が上述の救済手段のいずれかを履行する限り、この制限付き救済手段は、その本質的目的を達成しないとみなすことはできません。

9.2 Intergraph は、本使用許諾契約書に定められた免責、義務の除外または制限、保証ならびに責任を目的とする場合においてのみ、Intergraph のサプライヤーの代理を務めます。その他の事項あるいは目的において代理を務めることはありません。

10.0 制限。

10.1 米国政府の制限付き権利。(ソフトウェア製品に関するアップデート、アップグレード、ドキュメント、技術データを含む) 当該ソフトウェア製品を、米国政府の機関があるいはこれに代わって、直接または間接に、ライセンス取得、購入、サブスクリプション、あるいは取得している場合、本使用許諾契約書の第 10.1 条が適用されます。

10.1.1 民間機関の場合:ソフトウェア製品は自己負担で開発されており、連邦購入取締制度(以下、「FAR」という)52.227-19 (a) から(d) (商業コンピュータソフトウェア-制限付き権利)に基づく制限付き権利に従った「制限付きのコンピュータソフトウェア」です。

10.1.2 国防総省の部門の場合:ソフトウェア製品は自己負担で開発されており、連邦国防購入取締制度(以下、「DFARS」という)DFARS 227.7202-3 (商業コンピュータソフトウェアまたは商業コンピュータソフトウェアドキュメントにおける権利)に基づく制限付き権利に従った「商業コンピュータソフトウェア」です。

10.1.3 注意:本ソフトウェア製品は、DFARS 252-227-7014(非商業コンピュータソフトウェアの権利)ならびに FAR 12.212(コンピュータソフトウェア)で定義される、DFARS 252.227-7015(技術データ)と FAR 12.211 (技術データ)で定義される「技術データ」を含む、「商業コンピュータソフトウェア」です。本「商業コンピュータソフトウェア」の使用、修正、複製、公開、実行、表示または開示のすべては、管理する政府契約に添付および組み込まれた製造元の標準的な商業ライセンスを厳守するものとします。Intergraph ならびに該当するサードパーティのソフトウェア製造元は、製造業者です。本ソフトウェア製品は未公開であり、すべての権利は米国の著作権法に基づき留保されます。

10.1.4 政府留保の権利。ソフトウェア製品に組み込まれた MrSID テクノロジーは、部分的に、米国政府が資金供給しカリフォルニア大学(「大学」)が契約に基づき管理するプロジェクトを通して Los Alamos National Laboratory で開発されたもので、LizardTech, Inc.に対する排他的商用ライセンスに基づいています。これは、LizardTech からのライセンスに基づき使用されています。MrSID テクノロジーは、米国特許第 5,710,835 号で保護されています。外国特許出願中。米国政府および当該大学は、MrSID テクノロジーにおける権利を、以下の (a) ~ (c)項を含むがこれに限定されることなく留保しています。(a)米国政府は、米国のためにまたは米国を代表して、世界中で、米国特許第 5,710,835 号の適用を受ける発明を実施し実施させる、非排他的、譲渡不能、かつ取消不能の一括払いライセンスを有し、かつ合衆国法典第 35 巻第 200~212 条および適用される施工規則に基づくその他の権利を有しています。(b) MrSID テクノロジーにおける LizardTech の権利が本使用許諾契約書の期間中に終了した場合でも、お客様は、当該ソフトウェア製品の使用を継続することができます。その場合、本ライセンスの規定で合理的にそのように判断できるものは、当該大学または米国政府を保護します。(c) 当該大学は、MrSID テクノロジーのユーザーに対しノウハウ、技術支援または技術データの何らかを提供する義務を負いません、また、米国特許第 5,710,835 号の有効性に関するか、または MrSID テクノロジーが何らかの特許もしくは財産権を侵害しないことの保証または表明を行いません。これらの規定に関する追加的情報は、1008 Western Ave., Suite 200, Seattle, WA 98104 の LizardTech にお問い合わせください。

10.2 輸出制限。本ソフトウェア製品ならびにこれに関するあらゆる技術データは、米国輸出管理法を含むがこれに限定されることなく米国の輸出規制法の対象となります。米国の法律に反する取引は禁止されています。本ソフトウェア製品ならびにこれに関する技術データとその派生物の一切を、次の状況下において直接または間接(リモートアクセスを含む)に、輸出あるいは再輸出することを禁じます。

10.2.1 キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地方およびこれらの国や領土の国民。

10.2.2 米国商務省の禁輸対象者・組織および未証明者リスト(Denied Persons, Entities, and Unverified Lists : www.bis.doc.gov/complianceand enforcement/liststocheck.htm)、米国財務省の特別指定国民リスト(Specially Designated Nationals List : www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/) リスト、および米国国務省の排除リスト(Debarred List : <http://www.pmdtc.state.gov/compliance/debar.html>)を含むがこれに限定されない、米国の禁輸対象リストに記載している人物、あるいは団体に向けて。

10.2.3 お客様が知っている、あるいは知るべく理由がある場合、最終用途をミサイル、生化学兵器、核兵器、あるいは安全装置のない慎重に扱うべき核使用の設計、開発、製造、ならびに使用に関連する団体に向けて。

10.2.4 お客様が知っている、あるいは知るべく理由がある場合、不正な再出荷を行う団体に向けて。

受け取ったソフトウェア製品が、ITAR(米国国際兵器輸送規則:U.S. International Traffic in Arms Regulations)の対象としてメディアで特定される場合、本ソフトウェア製品は ITAR の対象となる防衛物資と確定されています。米国からの本ソフトウェア製品の輸出は、米国国務省の国防機器取引管理部(DDTC: Directorate of Defense Trade Controls)発行のライセンスが適用されるか、ITAR ライセンスの除外対象であることが必要です。既存のライセンスあるいは ITAR の除外で認められる場合を除き、本ソフトウェア製品をいかなる国あるいはエンドユーザーに転売、変換、または譲渡したり、いかなる国あるいはエンドユーザーが本ソフトウェア製品を使用することはできません。本使用許諾契約書の条項に従い、事前に書面による DDTC の承認を得ている場合、その他の国またはその他のエンドユーザーは本ソフトウェア製品を使用することができます。

お客様は、本使用許諾契約書に定められた輸出制限をお客様またはユーザーが違反したことで Intergraph に生じる訴訟、請求、コスト、費用、または損害の一切から Intergraph を免責し、補償することに合意します。ソフトウェア製品の輸出または再輸出、あるいは ITAR 制限(適用される場合)に関する質問は、Intergraph の輸出コンプライアンス部門(Export Compliance Department)までお問い合わせください(305 Intergraph Way, Madison, Alabama, United States 35758 または exportcompliance@intergraph.com)。

10.3 地域での使用の制限。書面にて Intergraph から特に許可されている場合を除き、ライセンス付与されている国以外でのソフトウェア製品の使用は固く禁止されています。

10.4 機密保持。お客様は、Intergraphが開発、作成、または発見した情報やデータ、あるいはIntergraphにとって既知であったり、Intergraphに譲渡されている、Intergraphの日常業務において商業価値のある、知的財産権を含むがこれに限定されない情報やデータ(以下、「機密情報」という)を所有することを承知します。Intergraphは当該機密情報を専有情報かつ機密情報とみなします。お客様は、Intergraphの機密情報ならびにIntergraphから提供されるあらゆる形式の情報やデータを、自己の専有・機密の情報やデータを扱うのと同じように、いかなる場合においても十分な注意を

怠ることなく取り扱いならびに保管を行い、Intergraphの機密情報あるいはIntergraphが提供するその他の情報やデータに関連性があるかもしれない、あらゆるライセンス要件、著作権、特許、商標ならびに営業秘密の法律を遵守することに合意します。

11.0 一般条項。

11.1 完全なる合意。お客様は、本使用許諾契約書を読み、了承することを確認し、その条件に従うことに合意します。またお客様は、本使用許諾契約書が本使用許諾契約書の主題に関し、お客様と Intergraph の間で結ばれる完全かつ排他的な合意文書であること、また本使用許諾契約書がお客様と Intergraph との間で本使用許諾契約書の主題に関し口頭あるいは書面にて、提案あるいは従前に結ばれた合意事項に優先するものであることに合意します。本使用許諾契約書は、お客様ならびに Intergraph 双方の署名入りの書面での通達によってのみ修正することができます。ただし、Intergraph ソフトウェア製品ならびにアップグレードの一部は、該当するソフトウェア製品またはアップグレードとともに受け渡された使用許諾契約書の付属文書あるいは別の使用許諾契約書に含まれる、場合により追加的または異なる条項の対象となる場合があります。信頼される手段(印刷、コピー、あるいはファクスなど)による本使用許諾契約書の複製は、原本とみなされます。

11.2 可分性。可能な限り必ず、本使用許諾契約書の各条項は、法律上有効な当該方法で解釈されるものとします。ただし、本使用許諾契約書の条項のいずれかが、法律で禁止されているか無効となる場合、当該条項は、当該条項の残存部分、あるいは本使用許諾契約書の残存条項を無効にすることなく、当該禁止あるいは無効の範囲においてのみ無効とします。

11.3 見出し。本使用許諾契約書のさまざまな見出しは、便宜上の目的のみに挿入されており、本使用許諾契約書あるいはそのいかなる条項の意味や解釈に影響をもたらすものではありません。

11.4 権利不放棄。いずれかの当事者が本使用許諾契約書の強制履行を怠った場合、本使用許諾契約書の条件のその後の義務違反をもたらす可能性があるとして、当該救済手段の当該当事者が利用する権利の放棄とみなされたり、当該権利に影響を及ぼすことはありません。

11.5 通知。本使用許諾契約書で要求または許可される通知あるいはその他の通信(以下、「通知」という)は、書面にて直接受け渡すか、電子メール、ファクス、宅配便、速達または書留郵便、受け取り証明郵便、郵便料金前払い、配達証明書付き書留郵便にて送付するものとします。直接手渡される通知は、受取人による書面での受領確認がある場合のみ、受け渡されたものとみなされます。電子メールまたはファクスで送付される通知は、送信者が受取人から送付物の受領確認を書面にて受け取った場合のみ、送付時に受け渡されたものとみなされます。宅急便または速達郵便で送付される通知は、送付から 24 時間後に受け渡されたものとみなされます。受け取り証明郵便または書留郵便で送付された通知は、投函後から 48 時間後に受け取られたとみなされます。本使用許諾契約書の何らかの期間が、一つあるいは複数の当事者に対する通知の配布をもって開始とされる場合、必要な通知がすべて受け渡されたときをもって開始とみなされます。通知に関する Intergraph の郵送先住所は、Intergraph Corporation, 305 Intergraph Way, Madison, Alabama 35758Attn: Legal Department, 電話番号 256-730-2333 です。

11.6 譲渡。いずれの当事者も、もう一方の当事者の書面による事前の合意を得ることなく、本使用許諾合意書で定められた権利を譲渡したり、義務を委譲する権利は持たないものとします。ただし、Intergraph は本使用許諾合意書における自己の権利や義務を、お客様の承認を得ることなく、(i) Intergraph または本 EULA の対象となる製品やサービスを提供する Intergraph 部門の資産のすべてまたはほぼすべてを買収する団体、(ii) 本使用許諾合意書の対象となる製品または製品ラインの資産のすべて、またはほぼすべてを買収する団体、あるいは (iii) Intergraph の合併・買収における関連会社または後継者に対し、自己の権利と義務を譲渡することができます。お客様がライセンスまたはソフトウェア製品のサブライセンスまたは譲渡しようとする試みは、本使用許諾合意書で明示的に定められる場合を除き、無効であり、ライセンスは即時終了します。

11.7 その他の Intergraph ソフトウェア製品。お客様がその他の Intergraph ソフトウェア製品を所有または使用する場合、条件が異なる可能性があるため、本使用許諾合意書ならびにその他すべての条件を注意してお読みください。

11.8 制限付きの関係。お客様と Intergraph との関係は、独立した契約者の関係であり、お客様またはお客様の代理人のいずれも Intergraph を法的に拘束する権限を持たないものとします。

11.9 管轄法、裁判地ならびに管轄裁判所。本使用許諾契約書は、あらゆる目的において、米国アラバマ州の法律に従って解釈し、履行するものとし、米国アラバマ州マディソン郡で承認を受けたとみなされています。お客様と Intergraph は、本使用許諾契約書から、あるいはこれに関連して、直接あるいは間接に生じる法的手段や訴訟は、米国アラバマ州マディソン郡の巡回裁判所あるいはアラバマ州北部地区、北西区域の米国地方裁判所で開始されることに合意するものとします。お客様と Intergraph は、当該法的手段あるいは訴訟について管轄法に従い、その裁判地は上記裁判所が適切であることに合意します。本使用許諾契約書は、いかなる法域の法の抵触に関する規則、または国際物品売買契約に関する国連条約の適用を受けず、その適用を明示的に排除します。

11.10 陪審裁判放棄。Intergraph ならびにお客様はここに、法律上最大限許容される範囲において、本使用許諾契約書から、あるいはこれに関連して、直接または間接に生じるいかなる法的訴訟に対し、陪審裁判を行う権利を放棄します。INTERGRAPH ならびにお客様は、(I)訴訟が起きた場合に、その他の当事者の代表、代理人または弁護士が、当該その他の当事者が、明示的か否かに関わらず、前述の放棄強制を求めないと表明していないことを保証し、かつ(II) INTERGRAPH およびお客様は、とりわけ相互放棄ならびに本陪審裁判放棄の保証によって、本使用許諾契約書の締結を促されたことを承知します。

11.11 差し止め救済: 重複的救済方法。お客様は、お客様が本使用許諾契約書を違反した場合、金銭的な損害を確定することが困難となる、あるいは不十分な救済となる可能性がある、修復不可能な損害を Intergraph に引き起こす可能性があることを承知し、合意します。お客様は、お客様が本使用許諾契約書を違反した場合、Intergraph はその他の権利ならびに救済に加え、差し止め救済を求め、これを獲得する権利を留保し、Intergraph が当該違反に関し法律で十分な救済を得る、あるいは得る可能性があることへの異議を明示的に放棄することに合意します。本使用許諾契約書に定められた権利と救済は、重複的かつ同時的なものであり、個別、連続的、あるいは併せて遂行することができます。

11.12 弁護士費用。本使用許諾契約書から、あるいはこれに関連して法的訴訟が生じた場合、当該訴訟の勝訴当事者は、裁判ならびにあらゆる上訴を含む、当該法的訴訟の合理的な弁護士費用を受け取る権利があるものとします。

11.13 適用言語。本使用許諾契約書の支配言語は、英語です。お客様が他の言語に翻訳された本使用許諾契約書を受け取った場合、当該翻訳はお客様の便宜のためのみに提供されています。

11.14 米国国外での使用。お客様の所在地が米国外にある場合、本条項の規定も適用されるものとします。(i) Les parties en présence confirment leur volonté que cette convention de même que tous les documents y compris tout avis qui s’y rattachent, soient rédigés en langue anglaise (翻訳:「当事者は、本契約書ならびに関連文書は現在ならびに将来にわたって英語で記されることに合意します。」)および (ii) お客様は、ソフトウェア製品の輸出入または使用の権利に影響を及ぼす可能性のある、お客様の所在地の法律を遵守する責任を負い、かつ本使用許諾契約書を完全に履行するために、法律で要求されるあらゆる規則あるいは登録手続きすべてを遵守していることを表明します。

11.15 存続。本使用許諾契約書の失効あるいは終了後の履行を必要とする、あるいは企図する本使用許諾契約書の条項は、当該失効あるいは終了に関わらず施行できるものとします。

HEXAGON 使用許諾契約書 特定製品に対する追加条項

本追加条項は、「ソフトウェア製品」に以下に特定された製品が使用されている場合、お客様に適用されます。適用される場合は、購入時に被許諾者に提供された使用許諾契約書（以下、「使用許諾契約書」という）の条件に加え、この追加条項（以下、「追加条項」という）が被許諾者によるソフトウェア製品の使用条件を規定します。この追加条項は、Intergraphによって、またはIntergraphを通して以下に特定された製品のいずれかをお客様が使用する場合にのみお客様に適用されます。本追加条項に相反しない限り、使用許諾契約書のすべての条件はソフトウェア製品の使用に適用されるものとします。使用許諾契約書と本追加条項間で条件の相反がある場合、本追加条項が使用許諾契約書に優先するものとします。使用許諾契約書は、次のリンクで参照することができます。

<https://www.hexagongeospatial.com/legal/legal-contents>

1.0. Geospatial Desktop プログラム。本項は、「ソフトウェア製品」が「Geospatial Desktop プログラム」として知られるアプリケーションの特定バンドルである場合にのみ適用されます。

1.1. 定義。

- 1.1.1. 「発効日」とは、ライセンスキーが被許諾者に提供された日、または見積もりで指定されたその後の日付を指すものとします。
- 1.1.2. 「既存製品」とは、本追加条項の対象とされた Geospatial Desktop の1つまたはそれ以上のコンポーネントと重複する、本契約が発効する前にお客様によって保有されていたすべての Intergraph ソフトウェアを指すものとします。
- 1.1.3. 「ライセンスキー」とは、ソフトウェア製品のランタイム使用のために Intergraph によって被許諾者に提供される固有キーのことを指すものとします。
- 1.1.4. 「ライセンス」とは、ソフトウェア製品を使用許諾契約書および本追加条項にしたがって使用することを Intergraph から承認された個人または単一の法人のことを指すものとします。
- 1.1.5. 「見積もり」とは、Intergraph または認定 Intergraph パートナーによって被許諾者に提供された許諾ソフトウェアのライセンスおよび本契約書で説明されている関連の保守・サポートサービスに対する見積もりのことを指すものとします。

1.2. ライセンスの供与。お客様が使用許諾契約書または本追加条項の規定または条件に違反していない場合に限り、Intergraph は本追加条項に基づき、オブジェクトコードのみの形態で、厳密にお客様の内部使用に限りかつ厳密に使用許諾契約書および本追加条項に従ったソフトウェア製品のインストールおよび使用のため、お客様に制限付きの非排他的ライセンスを供与します。本ライセンスは、使用許諾契約書において特に規定されている場合を除き、譲渡できません。お客様は、お客様が意図した結果を得るためのソフトウェア製品の選択、およびソフトウェア製品のインストール、使用、得られた結果に全責任を負うものとします。

1.2.1. ライセンス種別およびモード：本追加条項に基づくソフトウェア製品は、使用許諾契約書第 2.2.1 (a) 項による並行使用モード (CC) とします。

1.3. 期間。本追加条項および本追加条項と使用許諾契約書によって被許諾者に供与された権利は、発効日に開始し、その後 12 か月有効であるものとします。本契約は、以下の 2.1 項に従い更新できます。新しいライセンスキーおよび/またはインストールメディアは本契約の更新に伴い毎年発行されます。

ライセンス期間終了日の約 30 日前に Intergraph は、次回サブスクリプション期間にライセンスを更新するための更新見積もりを被許諾者に提供し、見積もり価格を提示することがあります。ライセンスが期間終了時に更新されない場合、被許諾者は本使用許諾契約書および本追加条項によって供与されたすべての権利とライセンス権が上述の第 1.3 項に定められる期間の失効日に解除されることを承知するものとします。

1.4. お客様の既存製品。お客様が保有するすべての既存 Intergraph 製品は、本契約に含まれません。

1.4.1. すべての既存製品は、別の Intergraph 保守契約の対象であるものとします。お客様は、既存製品に適用される保守契約期間の失効時のみ、既存製品の保守更新を行わないことを選択できます。本追加条項に基づき、既存製品の早期の保守解除は許可されていません。

2.0. Geospatial SDK。本項は、「ソフトウェア製品」が Geospatial Portal SDK の場合のみ適用されます。

2.1. Sencha 製品のライセンス制限。Sencha 製品はスタンドアロンの形態で販売してはなりません。Sencha 製品のスタンドアロン機能にライセンス権、コンサルティング、トレーニング、またはその他のサービスを提供してはなりません。サードパーティにスタンドアロンベースの Sencha 製品の開発または使用を許可してはなりません。Sencha 製品のコピーはライセンス供与されますが、販売されません。以下を行ってはなりません。(a) Sencha 製品の変更またはサードパーティに変更を許可または推奨すること、(b) サードパーティに Sencha 製品を貸与、リース、またはその他による一時的なアクセスを行わせること、(c) Sencha 製品の潜在的な競合製品の開発、マーケティングまたは販売に資する、または関与するものとして Sencha 製品を使用すること、(d) Sencha 製品に含まれる著作権またはその他の所有権の記述または提示を変更、除去、または遮蔽すること、(e) 本条項の規定以外の方法で Sencha 製品を販売すること、(f) 前述のいずれかを他者が行うよう許容、支援または許可すること。お客様は、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他の方法で Sencha 製品のソースコードを入手しようと試みないことに同意するものとします。Sencha 製品についてはバックアップを唯一の目的として、1 部のみコピーすることができます。

2.2. 使用に関する制限。Geospatial Portal SDK および Sencha 製品は、Geospatial Portal との組み合わせにおいてのみ使用することができます。疑問の余地を避けるため、本追加条項における「お客様」とは個人を指すものとします。ライセンス当た

り、1人のみが Geospatial Portal SDK を使用することができます。お客様のみが Geospatial Portal SDK の許諾されたコピーの使用を承認されており、お客様はお客様以外の何人にも Geospatial Portal SDK の使用を許可してはなりません。

3.0. Remote Content Management. 本項は、「ソフトウェア製品」が Remote Content Management であり、DotNetZip ライブラリを使用するものである場合のみ適用されます。

3.1. 「貢献者」とは、本ライセンスに基づき貢献を配信するすべての人を指すものとします。

3.2.お客様が、当該ソフトウェアによる特許侵害の申し立てをいずれかの貢献者に対して行う場合、当該ソフトウェアの当該貢献者からお客様に供与された特許ライセンスは自動的に終了します。

4.0. IMAGINE GeoPDF PUBLISHER. 本項は、「ソフトウェア製品」が IMAGINE GeoPDF PUBLISHER 製品の場合のみ適用されます。

4.1.保証の免責条項。本追加条項に異なる規定があったとしても、IMAGINE GeoPDF PUBLISHER のパフォーマンスに関して保証は提供されません。さらなる明確化のために付言すれば、IMAGINE GeoPDF PUBLISHER は「現状有姿」で提供されます。

4.2.賠償責任の制限。Intergraph、そのライセンサー、またはその供給業者は、IMAGINE GeoPDF PUBLISHER の使用に関連して、いかなる形であっても、IMAGINE GeoPDF PUBLISHER に関する、または IMAGINE GeoPDF PUBLISHER から発生するいかなる申し立てについても賠償責任を負わないものとします。

4.3.承諾。IMAGINE GeoPDF PUBLISHER は、そのインストールによって承諾されたものとみなされるものとします。

4.4.使用の制約。GeoPDF PUBLISHER は、お客様の社内業務用としてのみ使用することができ、GeoPDF ファイル以外のいかなるファイルの作成にも IMAGINE GeoPDF PUBLISHER を使用してはなりません。

5.0. Euclidean テクノロジー. 本項は、ソフトウェア製品が APOLLO、ERDAS IMAGINE、Geospatial Portal または GeoMedia WebMap である場合のみ適用されます。これらのソフトウェア製品には、最終製品に組み込まれている Euclidean テクノロジーが使用されており、当該サードパーティテクノロジーの知的財産権は、Euclidean に帰するものです。これらのソフトウェア製品をインストールして使用することにより、お客様はいかなる Euclidean ソフトウェアも変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、または逆コンパイルしないこと、および特許、商標、著作権または商品名を除去、遮蔽、または変更しないことに同意するものとします。

6.0. mTransformer. myVR Software AS の mTransformer は、Hexagon Geospatial Provider Suite および Platform Suite 製品と共に提供されます。mTransformer は Provider Suite または Platform Suite からの製品に対する有効なライセンスを有する組織内で、どのマシンにもインストールでき、使用することができます。

7.0. 特定のソフトウェア製品の追加条件。

7.1 GeoMedia ビューアソフトウェア - 追加条件. 特に GeoMedia ビューアのソフトウェアライセンスは、ハードディスクでのコピーの保管、ならびに1つ以上のワークステーション上での実行にロードすることを許可します。GeoMedia ビューアソフトウェアは、お客様の会社内外で自由にコピーの作成、譲渡、貸し出しを行うことができます。

7.2 ベータソフトウェア - 追加条件. 本使用許諾契約とともに受け取るソフトウェア製品が、市場出荷前あるいはベータ版のソフトウェア(以下、「ベータソフトウェア」という)の場合、次の追加条項が適用されます。本条項の何らかの規定が、本使用許諾契約のその他の条件に抵触する範囲において、本条項は抵触の解決に必要な範囲においてのみ、ベータソフトウェアに関する当該その他の条件を優先します。お客様はベータソフトウェアに関するすべての情報、および当該情報ならびにベータソフトウェアのお客様の使用と評価(以下、総称して「ベータソフトウェア情報」という)を機密情報として扱い、お客様が自己の同様の情報を機密に扱う際と同じ注意を払い、いかなる場合も十分な注意を怠らないものとします。また、Intergraph から事前に書面での許可を得ることなく、当該ベータソフトウェア情報をどのような場合においても、いかなる人物・団体に開示してはならないものとします。ただし、提案されているベータソフトウェアの評価ならびにテスト(以下、「ベータテスト」という)に参加する目的において、当該情報を必要とするお客様の代表に対しては、当該開示に先立って当該代表者が本使用許諾契約を認識している場合、お客様は当該ベータソフトウェア情報を開示できるものと了解しています。お客様は、ベータテストに必要とされる以外の理由または目的に、ベータソフトウェア情報を使用しないものとします。お客様は、ベータソフトウェア情報を他用しないこと、また、ベータソフトウェア情報をどんな作業または製品にも組み込むことに合意します。お客様は、ベータソフトウェアは、市場出荷前のベータ版であり、Intergraph の最終製品を表すものではなく、システムまたはその他の欠陥ならびにデータ損失を招く可能性のあるバグ、エラーおよびその他の問題が含まれる可能性があることを承知します。ベータソフトウェアは現状のままお客様に提供され、Intergraph はお客様に対する一切の保証ならびに責任の義務を放棄します。**お客様は、ベータソフトウェアを評価とテストを目的とする場合のみ使用することができます。一般の生産には利用できません。**お客様は、Intergraph はベータソフトウェアあるいはその部分が、将来発表される、あるいは利用可能になることを約束・保証していないこと、Intergraph はお客様に対し、ベータソフトウェアの発表または導入について、明示的または暗示的な義務を負わないこと、また Intergraph はベータソフトウェアと同様あるいは互換性のある製品を導入しない可能性があることを、承知します。したがって、お客様は、ベータソフトウェアまたはベータソフトウェアの関連製品についてお客様が行うリサーチまたは開発は、すべてお客様の自己責任において行われることを承知します。本使用許諾契約書の期間中、Intergraph の要請に応じて、お客様はベータテストに関して、エラーまたはバグレポートを含むフィードバックを提供するものとします。ベータソフトウェアの新しい未発表バージョン、またはソフトウェア製品の一般向け製品版を Intergraph から受け取ることで、お客様はこれまでに Intergraph から受け取ったベータソフトウェアすべてを返却するか、永久に破棄することに合意します。お客様は、ベータテストの終了日が Intergraph が商業ソフトウェアを一般向けに販売する最初の市場出荷日より早い場合、当該日付から 30 日以内に当該ベータソフトウェアの未発表バージョンをすべて返却または破棄することに合意します。

7.3 評価ソフトウェア - 追加条件. 本使用許諾契約書とともに受け取るソフトウェア製品が、特に評価目的として提供される場合(以下、「評価ソフトウェア」という)、お客様がソフトウェア製品の製品版のライセンスを購入する時期まで、次の条項が適用されます。本条項の何らかの規定が、本使用許諾契約のその他の条件に抵触する範囲において、本条項は抵触を解決するのに必要な範囲においてのみ、評価ソフトウェアに関する当該その他の条件を優先します。**お客様は、評価ソフトウェアを評価とテストを目的とする場合のみ使用することができます。一般の製造に**

は利用できません。お客様は、評価ソフトウェアには、制限付きの機能または期間限定で使用できる機能が含まれている場合があることを承知します。Intergraph は、お客様の購買決定を支援するにあたっての製品評価を唯一の目的として、現状のままの状態の評価ソフトウェアのライセンスを供与します。評価ソフトウェアがタイムアウト版の場合、プログラムはインストール後指定した期間が過ぎると操作を停止します(以下、「タイムアウト日」という)。当該タイムアウト日に、評価ソフトウェアライセンスは動作を停止し、ソフトウェア製品の製品版のライセンスを購入しない限り、お客様はソフトウェア製品を使用できなくなります。お客様は、当該評価ソフトウェアはタイムアウト日に操作を停止し、それに従って、当該評価ソフトウェアで作成したファイルや出力、または評価版ソフトウェアに関連した製品へのアクセスは、すべてお客様の自己責任において実行することを承知します。

7.4 教育ソフトウェア製品 - 追加条件。本使用許諾契約書とともに受け取ったソフトウェア製品が、教育ソフトウェア製品(教育価格がソフトウェア製品に支払われているか、教育・リサーチ機関向けに作られた Intergraph プログラムへ参加したことによりソフトウェア製品を受け取っているか、Intergraph から教育助成金によってこれを受け取った場合)である場合は、お客様が教育エンドユーザーとして所在国の資格を満たさない限り、ソフトウェア製品を使用する資格はありません。**お客様は、教育ソフトウェア製品を教育ならびにリサーチ目的でのみ使用することができます。**教育ソフトウェア製品の商業利用ならびに一般生産における利用は、固く禁じられています。追加条件ならびに教育エンドユーザーの定義は、ご要望に応じて Intergraph から入手できる Intergraph の教育ポリシーにその詳細が説明されています。

7.5 ImageStation および Geospatial SDI ソフトウェア-追加条件。ImageStation および Geospatial SDI 製品群のソフトウェア製品には、コードオブジェクトオープンライセンス (CPOL) 1.02 (これは <http://www.codeproject.com/info/cpol10.aspx> で参照できます) の対象となるオープンソースコードから少なくとも部分的に構築されたダイナミックリンクライブラリ (DLL) を 1 以上含むものがあります。これらのソフトウェア製品をインストールし使用することにより、お客様は、そのような CPOL ライセンスを受けたオープンソースコードで構築された DLL の部分に適用される CPOL ライセンスの条項に合意します。

7.6 ECWP WebAssembly デコーダー-追加条項。拡張圧縮ウェーブレットプロトコル (ECWP) WebAssembly Decoder ソフトウェア製品 (「ECWP WebAssembly Decoder」) は、ブラウザーベースの Web マッピングアプリケーションに ECWP レイヤーサポートを追加するように設計されています。配布されたコピーにこの EULA が含まれている場合、EcWP WebAssembly Decoder のコピーをいくつでも配布して、Hexagon ECWP サーバーソフトウェアから ECWP ストリームをデコードできます。パブリック JavaScript API の外部でソフトウェア製品を逆コンパイル、逆コンパイル、またはリバースエンジニアリングすることは許可されず、また許可されません。ソフトウェア製品の統合サポートは、Hexagon ECWP サーバー所有者の所有者にあります。

**HEXAGON END-USER LICENSE AGREEMENT
ADDENDUM FOR ORACLE CONTENT**

This Addendum ("Addendum") is applicable to you in the event that you have obtained software products ("SOFTWARE PRODUCTS") from Hexagon that deliver content licensed from Oracle Corporation ("Oracle Content"). If applicable, this Addendum sets forth the terms of your use of the SOFTWARE PRODUCT in addition to the terms of the END-USER LICENSE AGREEMENT ("EULA") provided to you at the time of purchase. This Addendum shall only apply to you if you use any of the SOFTWARE PRODUCTS identified above by or through Hexagon. To the extent not inconsistent with this Addendum, all terms of the EULA shall apply to the use of the SOFTWARE PRODUCTS. In the event of a conflict of terms between the EULA, any other EULA Addendum, and this Addendum, this Addendum shall take precedence over the EULA and any other EULA Addendum regarding the subject hereof. The EULA may be found at:

<https://www.hexagongeospatial.com/legal/legal-contents>

This Addendum has two sections. SECTION A addresses the licensing for the following Oracle components delivered with all of the SOFTWARE PRODUCTS identified above: Client, Instant Client, and ODP.NET Driver ("Oracle Components"). SECTION B addresses the licensing of certain Java SE Platform Products, including Java Platform Standard Edition Development Kit (JDK).

SECTION A

Hexagon provides the Oracle Components subject to a restricted license and licenses them to you strictly for your internal use with the SOFTWARE PRODUCTS listed above, and strictly in accordance with this Addendum. The EULA shall govern your use of the SOFTWARE PRODUCTS. This Addendum Section A addresses additional license rights and restrictions specific to the Oracle Components delivered as part of the SOFTWARE PRODUCTS.

The following additional terms and conditions shall apply to the Oracle Components licensed hereunder:

1. Use of the Oracle Components is limited to the legal entity that executes or otherwise accepts this Addendum in accordance with the terms and conditions governing acceptance set forth in the EULA.
2. Use of the Oracle Components is restricted to running the SOFTWARE PRODUCTS for your business operations.
3. You are prohibited from assigning, giving, or transferring the Oracle Components or any interest in them to another individual or entity (in the event you grant a security interest in the Oracle Components, the secured party has no right to use or transfer the Oracle Components).
4. You are prohibited from (a) the removal or modification of any Oracle Components' markings or any notice of Oracle's or its licensors' proprietary rights; (b) making the Oracle Components available in any manner to any third party for use in the third party's business operations; and (c) title of the Oracle Components passing to you or any other party.
5. You are prohibited from reverse engineering (unless required by law for interoperability), disassembly or decompilation of the Oracle Components and from duplication of the Oracle Components except for a sufficient number of copies of each Oracle Component for your licensed use and one copy of each Oracle Component's media.
6. Hexagon disclaims, to the extent permitted by applicable law, Oracle's liability for any damages, whether direct, indirect, incidental, special, punitive, or consequential, arising from the use of the Oracle Components.
7. Upon termination of the EULA and this Addendum, you are required to discontinue use and to destroy or return to Hexagon all copies of the Oracle Components and documentation.
8. You are prohibited from publication of any results of benchmark tests run on the Oracle Components.
9. You are required to comply fully with all relevant export laws and regulations of the United States and other applicable export and import laws to assure that neither the Oracle Components, nor any direct product thereof, are exported, directly or indirectly, in violation of applicable laws.
10. Oracle shall not be required to perform any obligation or incur any liability under this Addendum.
11. Hexagon shall be permitted to audit your use of the Oracle Components, and Hexagon shall be permitted to assign to Oracle Hexagon's right to audit your use of the Oracle Components .
12. Oracle shall be a third party beneficiary of this Addendum.
13. The Uniform Computer Information Transactions Act shall not apply to this Addendum.
14. THE ORACLE COMPONENTS ARE PROVIDED "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND. HEXAGON AND ORACLE FURTHER DISCLAIM ALL WARRANTIES, EXPRESS AND IMPLIED, INCLUDING WITHOUT LIMITATION, ANY IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR NONINFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL HEXAGON OR ORACLE BE LIABLE FOR ANY INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, PUNITIVE OR CONSEQUENTIAL DAMAGES, OR DAMAGES FOR LOSS OF PROFITS, REVENUE, DATA OR DATA USE, INCURRED BY YOU OR ANY THIRD PARTY, WHETHER IN AN ACTION IN CONTRACT OR TORT, EVEN IF HEAXGON OR ORACLE HAVE BEEN ADVISED OF THE

POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES. HEXAGON AND ORACLE'S ENTIRE LIABILITY FOR DAMAGES HEREUNDER SHALL IN NO EVENT EXCEED ONE THOUSAND DOLLARS (U.S. \$1,000).

15. Oracle's technical support organization will not provide technical support, phone support, or updates to you for the Oracle Components.
16. You may terminate this Addendum by destroying all copies of the Oracle Components. Hexagon has the right to terminate your right to use the Oracle Components if you fail to comply with any of the terms of this Addendum, in which case you shall destroy all copies of the Oracle Components.
17. The relationship between us is that of licensee/licensor. Neither party will represent that it has any authority to assume or create any obligation, express or implied, on behalf of the other party, nor to represent the other party as agent, employee, franchisee, or in any other capacity. Nothing in this Addendum shall be construed to limit either party's right to independently develop or distribute software that is functionally similar to the other party's products, so long as proprietary information of the other party is not included in such software.
18. "Open Source" software is software available without charge for use, modification and distribution is often licensed under terms that require the user to make the user's modifications to the Open Source software or any software that the user 'combines' with the Open Source software freely available in source code form. If you use Open Source software in conjunction with the Oracle Components, you must ensure that your use does not: (i) create, or purport to create, obligations of Hexagon or Oracle with respect to the Oracle Components; or (ii) grant, or purport to grant, to any third party any rights to or immunities under Oracle's intellectual property or proprietary rights in the Oracle Components. For example, you may not develop a software program using an Oracle Component and an Open Source program where such use results in a program file(s) that contains code from both the Oracle Component and the Open Source program (including without limitation libraries) if the Open Source program is licensed under a license that requires any "modifications" be made freely available. You also may not combine the Oracle Components with programs licensed under the GNU General Public License ("GPL") in any manner that could cause, or could be interpreted or asserted to cause, the Oracle Components or any modifications thereto to become subject to the terms of the GPL.

SECTION B

Hexagon provides the Java SE Platform Products, including Java Platform Standard Edition Development Kit (JDK), subject to only the following Oracle Binary Code License Agreement.

Oracle Binary Code License Agreement for the Java SE Platform Products and JavaFX

ORACLE AMERICA, INC. ("ORACLE"), FOR AND ON BEHALF OF ITSELF AND ITS SUBSIDIARIES AND AFFILIATES UNDER COMMON CONTROL, IS WILLING TO LICENSE THE SOFTWARE TO YOU ONLY UPON THE CONDITION THAT YOU ACCEPT ALL OF THE TERMS CONTAINED IN THIS BINARY CODE LICENSE AGREEMENT AND SUPPLEMENTAL LICENSE TERMS (COLLECTIVELY "AGREEMENT"). PLEASE READ THE AGREEMENT CAREFULLY. BY SELECTING THE "ACCEPT LICENSE AGREEMENT" (OR THE EQUIVALENT) BUTTON AND/OR BY USING THE SOFTWARE YOU ACKNOWLEDGE THAT YOU HAVE READ THE TERMS AND AGREE TO THEM. IF YOU ARE AGREEING TO THESE TERMS ON BEHALF OF A COMPANY OR OTHER LEGAL ENTITY, YOU REPRESENT THAT YOU HAVE THE LEGAL AUTHORITY TO BIND THE LEGAL ENTITY TO THESE TERMS. IF YOU DO NOT HAVE SUCH AUTHORITY, OR IF YOU DO NOT WISH TO BE BOUND BY THE TERMS, THEN SELECT THE "DECLINE LICENSE AGREEMENT" (OR THE EQUIVALENT) BUTTON AND YOU MUST NOT USE THE SOFTWARE ON THIS SITE OR ANY OTHER MEDIA ON WHICH THE SOFTWARE IS CONTAINED.

1. DEFINITIONS. "Software" means the software identified above in binary form that you selected for download, install or use (in the version You selected for download, install or use) from Oracle or its authorized licensees, any other machine readable materials (including, but not limited to, libraries, source files, header files, and data files), any updates or error corrections provided by Oracle, and any user manuals, programming guides and other documentation provided to you by Oracle under this Agreement. "General Purpose Desktop Computers and Servers" means computers, including desktop and laptop computers, or servers, used for general computing functions under end user control (such as but not specifically limited to email, general purpose Internet browsing, and office suite productivity tools). The use of Software in systems and solutions that provide dedicated functionality (other than as mentioned above) or designed for use in embedded or function-specific software applications, for example but not limited to: Software embedded in or bundled with industrial control systems, wireless mobile telephones, wireless handheld devices, kiosks, TV/STB, Blu-ray Disc devices, telematics and network control switching equipment, printers and storage management systems, and other related systems are excluded from this definition and not licensed under this Agreement. "Programs" means (a) Java technology applets and applications intended to run on the Java Platform, Standard Edition platform on Java-enabled General Purpose Desktop Computers and Servers; and (b) JavaFX

technology applications intended to run on the JavaFX Runtime on JavaFX-enabled General Purpose Desktop Computers and Servers. "Commercial Features" means those features identified in Table 1-1 (Commercial Features In Java SE Product Editions) of the Java SE documentation accessible at <http://www.oracle.com/technetwork/java/javase/documentation/index.html>. "README File" means the README file for the Software accessible at <http://www.oracle.com/technetwork/java/javase/documentation/index.html>.

2. LICENSE TO USE. Subject to the terms and conditions of this Agreement including, but not limited to, the Java Technology Restrictions of the Supplemental License Terms, Oracle grants you a non-exclusive, non-transferable, limited license without license fees to reproduce and use internally the Software complete and unmodified for the sole purpose of running Programs. THE LICENSE SET FORTH IN THIS SECTION 2 DOES NOT EXTEND TO THE COMMERCIAL FEATURES. YOUR RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO THE COMMERCIAL FEATURES ARE AS SET FORTH IN THE SUPPLEMENTAL TERMS ALONG WITH ADDITIONAL LICENSES FOR DEVELOPERS AND PUBLISHERS.

3. RESTRICTIONS. Software is copyrighted. Title to Software and all associated intellectual property rights is retained by Oracle and/or its licensors. Unless enforcement is prohibited by applicable law, you may not modify, decompile, or reverse engineer Software. You acknowledge that the Software is developed for general use in a variety of information management applications; it is not developed or intended for use in any inherently dangerous applications, including applications that may create a risk of personal injury. If you use the Software in dangerous applications, then you shall be responsible to take all appropriate fail-safe, backup, redundancy, and other measures to ensure its safe use. Oracle disclaims any express or implied warranty of fitness for such uses. No right, title or interest in or to any trademark, service mark, logo or trade name of Oracle or its licensors is granted under this Agreement. Additional restrictions for developers and/or publishers licenses are set forth in the Supplemental License Terms.

4. DISCLAIMER OF WARRANTY. THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND. ORACLE FURTHER DISCLAIMS ALL WARRANTIES, EXPRESS AND IMPLIED, INCLUDING WITHOUT LIMITATION, ANY IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR NONINFRINGEMENT.

5. LIMITATION OF LIABILITY. IN NO EVENT SHALL ORACLE BE LIABLE FOR ANY INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, PUNITIVE OR CONSEQUENTIAL DAMAGES, OR DAMAGES FOR LOSS OF PROFITS, REVENUE, DATA OR DATA USE, INCURRED BY YOU OR ANY THIRD PARTY, WHETHER IN AN ACTION IN CONTRACT OR TORT, EVEN IF ORACLE HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES. ORACLE'S ENTIRE LIABILITY FOR DAMAGES HEREUNDER SHALL IN NO EVENT EXCEED ONE THOUSAND DOLLARS (U.S. \$1,000).

6. TERMINATION. This Agreement is effective until terminated. You may terminate this Agreement at any time by destroying all copies of Software. This Agreement will terminate immediately without notice from Oracle if you fail to comply with any provision of this Agreement. Either party may terminate this Agreement immediately should any Software become, or in either party's opinion be likely to become, the subject of a claim of infringement of any intellectual property right. Upon termination, you must destroy all copies of Software.

7. EXPORT REGULATIONS. You agree that U.S. export control laws and other applicable export and import laws govern your use of the Software, including technical data; additional information can be found on Oracle's Global Trade Compliance web site (<http://www.oracle.com/us/products/export>). You agree that neither the Software nor any direct product thereof will be exported, directly, or indirectly, in violation of these laws, or will be used for any purpose prohibited by these laws including, without limitation, nuclear, chemical, or biological weapons proliferation.

8. TRADEMARKS AND LOGOS. You acknowledge and agree as between you and Oracle that Oracle owns the ORACLE and JAVA trademarks and all ORACLE- and JAVA-related trademarks, service marks, logos and other brand designations ("Oracle Marks"), and you agree to comply with the Third Party Usage Guidelines for Oracle Trademarks currently located at <http://www.oracle.com/us/legal/third-party-trademarks/index.html>. Any use you make of the Oracle Marks inures to Oracle's benefit.

9. U.S. GOVERNMENT LICENSE RIGHTS. If Software is being acquired by or on behalf of the U.S. Government or by a U.S. Government prime contractor or subcontractor (at any tier), then the Government's rights in Software and accompanying documentation shall be only those set forth in this Agreement.

10. GOVERNING LAW. This agreement is governed by the substantive and procedural laws of California. You and Oracle agree to submit to the exclusive jurisdiction of, and venue in, the courts of San Francisco, or Santa Clara counties in California in any dispute arising out of or relating to this agreement.

11. SEVERABILITY. If any provision of this Agreement is held to be unenforceable, this Agreement will remain in effect with the provision omitted, unless omission would frustrate the intent of the parties, in which case this Agreement will immediately terminate.

12. INTEGRATION. This Agreement is the entire agreement between you and Oracle relating to its subject matter. It supersedes all prior or contemporaneous oral or written communications, proposals, representations and warranties and prevails over any conflicting or additional terms of any quote, order, acknowledgment, or other communication

between the parties relating to its subject matter during the term of this Agreement. No modification of this Agreement will be binding, unless in writing and signed by an authorized representative of each party.

SUPPLEMENTAL LICENSE TERMS

These Supplemental License Terms add to or modify the terms of the Binary Code License Agreement. Capitalized terms not defined in these Supplemental Terms shall have the same meanings ascribed to them in the Binary Code License Agreement. These Supplemental Terms shall supersede any inconsistent or conflicting terms in the Binary Code License Agreement, or in any license contained within the Software.

- A. **COMMERCIAL FEATURES.** You may not use the Commercial Features for running Programs, Java applets or applications in your internal business operations or for any commercial or production purpose, or for any purpose other than as set forth in Sections B, C, D and E of these Supplemental Terms. If You want to use the Commercial Features for any purpose other than as permitted in this Agreement, You must obtain a separate license from Oracle.
- B. **SOFTWARE INTERNAL USE FOR DEVELOPMENT LICENSE GRANT.** Subject to the terms and conditions of this Agreement and restrictions and exceptions set forth in the README File incorporated herein by reference, including, but not limited to the Java Technology Restrictions of these Supplemental Terms, Oracle grants you a non-exclusive, non-transferable, limited license without fees to reproduce internally and use internally the Software complete and unmodified for the purpose of designing, developing, and testing your Programs.
- C. **LICENSE TO DISTRIBUTE SOFTWARE.** Subject to the terms and conditions of this Agreement and restrictions and exceptions set forth in the README File, including, but not limited to the Java Technology Restrictions and Limitations on Redistribution of these Supplemental Terms, Oracle grants you a non-exclusive, non-transferable, limited license without fees to reproduce and distribute the Software, provided that (i) you distribute the Software complete and unmodified and only bundled as part of, and for the sole purpose of running, your Programs, (ii) the Programs add significant and primary functionality to the Software, (iii) you do not distribute additional software intended to replace any component(s) of the Software, (iv) you do not remove or alter any proprietary legends or notices contained in the Software, (v) you only distribute the Software subject to a license agreement that: (a) is a complete, unmodified reproduction of this Agreement; or (b) protects Oracle's interests consistent with the terms contained in this Agreement and that includes the notice set forth in Section H, and (vi) you agree to defend and indemnify Oracle and its licensors from and against any damages, costs, liabilities, settlement amounts and/or expenses (including attorneys' fees) incurred in connection with any claim, lawsuit or action by any third party that arises or results from the use or distribution of any and all Programs and/or Software. The license set forth in this Section C does not extend to the Software identified in Section G.
- D. **LICENSE TO DISTRIBUTE REDISTRIBUTABLES.** Subject to the terms and conditions of this Agreement and restrictions and exceptions set forth in the README File, including but not limited to the Java Technology Restrictions and Limitations on Redistribution of these Supplemental Terms, Oracle grants you a non-exclusive, non-transferable, limited license without fees to reproduce and distribute those files specifically identified as redistributable in the README File ("Redistributables") provided that: (i) you distribute the Redistributables complete and unmodified, and only bundled as part of Programs, (ii) the Programs add significant and primary functionality to the Redistributables, (iii) you do not distribute additional software intended to supersede any component(s) of the Redistributables (unless otherwise specified in the applicable README File), (iv) you do not remove or alter any proprietary legends or notices contained in or on the Redistributables, (v) you only distribute the Redistributables pursuant to a license agreement that: (a) is a complete, unmodified reproduction of this Agreement; or (b) protects Oracle's interests consistent with the terms contained in the Agreement and includes the notice set forth in Section H, (vi) you agree to defend and indemnify Oracle and its licensors from and against any damages, costs, liabilities, settlement amounts and/or expenses (including attorneys' fees) incurred in connection with any claim, lawsuit or action by any third party that arises or results from the use or distribution of any and all Programs and/or Software. The license set forth in this Section D does not extend to the Software identified in Section G.
- E. **DISTRIBUTION BY PUBLISHERS.** This section pertains to your distribution of the Java™ SE Development Kit Software ("JDK") with your printed book or magazine (as those terms are commonly used in the industry) relating to Java technology ("Publication"). Subject to and conditioned upon your compliance with the restrictions and obligations contained in the Agreement, Oracle hereby grants to you a non-exclusive, nontransferable limited right to reproduce complete and unmodified copies of the JDK on electronic media (the "Media") for the sole purpose of inclusion and distribution with your Publication(s), subject to the following terms: (i) You may not distribute the JDK on a stand-alone basis; it must be distributed with your Publication(s); (ii) You are responsible for downloading the JDK from the applicable Oracle web site; (iii) You must refer to the JDK as Java™ SE Development Kit; (iv) The JDK must be reproduced in its entirety and without any modification whatsoever (including with respect to all proprietary notices) and distributed with your Publication subject to a license agreement that is a complete, unmodified reproduction of this Agreement; (v) The Media label shall include the following information: "Copyright [YEAR], Oracle America, Inc. All rights reserved. Use is subject to license terms. ORACLE and JAVA trademarks and all ORACLE- and JAVA-related trademarks, service marks, logos and other brand designations are trademarks or registered trademarks of Oracle in

the U.S. and other countries.” [YEAR] is the year of Oracle's release of the Software; the year information can typically be found in the Software's “About” box or screen. This information must be placed on the Media label in such a manner as to only apply to the JDK; (vi) You must clearly identify the JDK as Oracle's product on the Media holder or Media label, and you may not state or imply that Oracle is responsible for any third-party software contained on the Media; (vii) You may not include any third party software on the Media which is intended to be a replacement or substitute for the JDK; (viii) You agree to defend and indemnify Oracle and its licensors from and against any damages, costs, liabilities, settlement amounts and/or expenses (including attorneys' fees) incurred in connection with any claim, lawsuit or action by any third party that arises or results from the use or distribution of the JDK and/or the Publication; ; and (ix) You shall provide Oracle with a written notice for each Publication; such notice shall include the following information: (1) title of Publication, (2) author(s), (3) date of Publication, and (4) ISBN or ISSN numbers. Such notice shall be sent to Oracle America, Inc., 500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California 94065 U.S.A, Attention: General Counsel.

F. JAVA TECHNOLOGY RESTRICTIONS. You may not create, modify, or change the behavior of, or authorize your licensees to create, modify, or change the behavior of, classes, interfaces, or subpackages that are in any way identified as "java", "javax", "sun", "oracle" or similar convention as specified by Oracle in any naming convention designation.

G. LIMITATIONS ON REDISTRIBUTION. You may not redistribute or otherwise transfer patches, bug fixes or updates made available by Oracle through Oracle Premier Support, including those made available under Oracle's Java SE Support program.

H. COMMERCIAL FEATURES NOTICE. For purpose of complying with Supplemental Term Section C.(v)(b) and D.(v)(b), your license agreement shall include the following notice, where the notice is displayed in a manner that anyone using the Software will see the notice:

Use of the Commercial Features for any commercial or production purpose requires a separate license from Oracle. “Commercial Features” means those features identified Table 1-1 (Commercial Features In Java SE Product Editions) of the Java SE documentation accessible at <http://www.oracle.com/technetwork/java/javase/documentation/index.html>

I. SOURCE CODE. Software may contain source code that, unless expressly licensed for other purposes, is provided solely for reference purposes pursuant to the terms of this Agreement. Source code may not be redistributed unless expressly provided for in this Agreement.

J. THIRD PARTY CODE. Additional copyright notices and license terms applicable to portions of the Software are set forth in the THIRDPARTYLICENSEREADME file accessible at

<http://www.oracle.com/technetwork/java/javase/documentation/index.html>. In addition to any terms and conditions of any third party opensource/freeware license identified in the THIRDPARTYLICENSEREADME file, the disclaimer of warranty and limitation of liability provisions in paragraphs 4 and 5 of the Binary Code License Agreement shall apply to all Software in this distribution.

K. TERMINATION FOR INFRINGEMENT. Either party may terminate this Agreement immediately should any Software become, or in either party's opinion be likely to become, the subject of a claim of infringement of any intellectual property right.

L. INSTALLATION AND AUTO-UPDATE. The Software's installation and auto-update processes transmit a limited amount of data to Oracle (or its service provider) about those specific processes to help Oracle understand and optimize them. Oracle does not associate the data with personally identifiable information. You can find more information about the data Oracle collects as a result of your Software download at <http://www.oracle.com/technetwork/java/javase/documentation/index.html>.

For inquiries please contact: Oracle America, Inc., 500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California 94065, USA.
Last updated 02 April 2013